

◎新潟県告示第267号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第14条において読み替えて準用する同法第7条の規定により、次のとおり地方卸売市場における業務を廃止する旨の届け出があった。

令和8年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 開設者の名称及び住所
株式会社小出魚市場
新潟県魚沼市四日町字破間向1204番地1
- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場株式会社小出魚市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県魚沼市四日町字破間向1204番地1
鮮魚、冷凍品及びその加工品
- 4 廃止年月日
令和8年3月31日